

景観法に基づく新たなまちづくりがスタート！

～未来に伝えたいふるさとの景観^{たからもの}があふれるまちを目指して～

本市では、平成13年に「景観条例」を制定し景観に関する独自の取り組みを行ってきました。今回、条例を改正し法に基づく「景観まちづくり計画」を策定しました。今後、景観法の制度を活用し、さらに景観に配慮したまちづくりを進めていきます。

■問／都市計画課 ☎525-3761



Q. 「景観」って何？

A. 私たちを取り巻く環境が目に見える形で現れる眺めが「景観」です。

Q. 「景観まちづくり計画」ってどんな計画？

A. 例えば四方を山々に囲まれた風景などの福島らしい景観を、地域特性を生かし、市民・事業者・行政が協働で保全と創出をしていくための計画です。

景観の例と目指す姿

街 な み



地域ごとのルールで風景に統一感を持たせる

自 然



豊かな自然の風景を未来へ残す

歴史・伝統・文化



歴史資源のある景色を守り育む

条例や計画に定めた主な取り組み

新たな取り組み

変更があったもの

既存のもの

実効性のある 届け出制度	届け出対象行為 ・手続き	届け出対象行為の規模や届け出に係る手続きを見直しました。 ※届け出が必要な建築物・工作物の高さ13m→10m、事前協議の義務化など。 色彩推奨値を大きく外れる場合などは、市は届け出者に対し変更命令など ができます。
	行為の制限	届け出対象行為に該当する場合に適合させるべき「景観に配慮すべき事項」 を定めました(色彩推奨値を具体的に設定)。
歴史資源など を活用した まちづくり	景観重要建造物 景観重要樹木	地域のシンボルとして親しまれている建造物・樹木を指定し、維持管理を 行政が支援します。
	景観地区	都市計画に区域を指定することで、建築物の形態意匠の制限や高さの最高・ 最低限度など、一定のルールを定められます。
	景観協定	まとまった土地の所有者などの全員の合意で、きめ細やかな住民主体のルー ルづくりが可能になります。
	景観重点地区 景観住民協定 ※景観法に無い 市独自のもの。	・重点的で先導的な景観まちづくりを行う必要がある地区を景観重点地区 に指定することで、地域特性に応じた景観誘導を行います。 ・ある程度まとまった土地で、地域住民が主体となった地域ごとのルー ルづくりが可能になります(現在4地区を認定)。

⑨



計画書や届け出の手続きなどは、市ホームページで確認できます。

福島市 新たな景観まちづくり

検索

